

経費の意味もある。

- (7) 入己 公金を私腹に入れること。
- (8) 福建懷安県：強劫す (一〇一一二) (一一二二二) 参照。
- (9) 蔡璟等：蟒竜の衣服を造る (一〇一一七) 参照。
- (10) 馬怡世 不詳。(二七一九)によれば王舅。首里馬氏の出身か。

1-01-26

皇帝より国王尚真へ、派遣の人員に違法の行爲のないよう人選に留意を求める勅諭(一四八二、五、六)

皇帝、琉球国中山王尚真に勅諭す。

近ごろ、王、使臣梁応⁽¹⁾を遣わし進貢して京に至らしむ。誠意を備悉し、礼を以て無して還すを除くの外、然るに、事有り、王に与えて言わん。曰者、海外の諸国、並びに西域の番王等の差来せる人員、往往にして沿途に多く船馬を討め、貨物を夾帶し、私塩を装載し、人口を収買し、飲酒撒潑⁽²⁾し、馱通を騷擾し、違うの事、一端に止まるのみに非ず。各々該巡撫・巡按・守土等の官、屢々章もて陳奏すらく、国法に依りて之を治せんと欲するも、念うに遠人に係わる。法を以て之を治せざらんと欲すれば則ち中国の人、其の害を被る、等の因あり。朕惟うに、已往は必ずしも追究せざるも、将来は猶お開諭す可し。今後、王の人を差わして来貢せしむるに、須らく大体を曉知し、礼法を遵守する通事の番人、起毎

に一、二名を選択するを要すべし。夷伴を量りて厳しく戒飭を加え、往回に小心し分に安じ、前項の非為を作さしむる母く、以て奉使の礼を尽くし、以て納款の忱を伸ぶれば、王の国の人、以て保全を得、朕の中国の守臣等、煩擾を免るるを得て、彼此兩つながら有益たるに庶からん。王、其れ朕の至懷を体せよ。故に諭す。

広運

成化十八年(一四八二)五月初六日

之宝

注 (1) 梁応 「明実録」成化十八年三月辛巳の条に入貢の記述がある。

- (2) 撒潑 乱暴する。
- (3) 巡按 巡按御史。各省に地方行政の監査のために派遣される監察御史。
- (4) 守土 地方官。
- (5) 起組、群になったものをかぞえる数詞。
- (6) 夷伴 夷人の人伴。ここでは琉球側の人伴。
- (7) 小心 留意する。
- (8) 納款 外国や異民族が友好を申し入れること。

1-01-27

皇帝より国王尚真へ、立太子に際しての頒賜の勅諭

(一四八二、五、六)

皇帝、琉球国中山王尚真に勅諭す。